

## 令和9年度 桑折町職員（大学卒程度）採用候補者試験案内

桑折町職員（大学卒程度）採用候補者試験を次により行います。

### 1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政事務	若干名	町長部局等において、一般行政の事務に従事します。

### 2. 受験資格

平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、大学を卒業した人又は令和9年3月までに卒業見込みの人。

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 3. 試験の方法

大学卒業程度で次により行います。

#### (1) 第1次試験

##### ① 教養試験

職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行います。

・出題分野

時事、社会・人文に関する一般知識（13題）

文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力（27題）

※「古文」、「哲学・文学・芸術等」、「自然に関する一般知識分野」、「国語」の出題はありません。

##### ② 専門試験

職員として必要な専門知識及び能力について、択一式による筆記試験を行います。

・問題集は選択解答制で、以下の10分野からそれぞれ5題ずつ出題されます。その中から8分野を任意により選択し、選択した分野の5題すべてに解答してください。

- |  |
|--|
| 1. 憲法 2. 行政法 3. 民法 4. 経済理論 5. 経済政策・経済事情 6. 財政学・金融論<br>7. 社会政策（社会福祉や社会保険などの社会保障と雇用） 8. 政治学・行政学 9. 国際関係<br>10. 社会学・教育学 |
|--|

##### ③ 適性検査

職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

#### (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行います。

##### ① 作文試験

職員として必要な表現能力について、作文試験（400字詰原稿用紙3枚程度）を行います。

##### ② 口述試験

主として人物について、個別面接による試験を行います。

### 4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

## 5. 試験の期日、場所及び発表

区分	期日	時間	試験会場	発表
第1次試験	令和8年 7月12日(日)	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 専門試験 13:00～15:00 適性検査 15:30～16:50	福島市金谷川1番地 福島大学	8月上旬に役場前掲示場および町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者に合否を通知します。
第2次試験	令和8年 9月中旬	第1次試験合格者に通知します。		10月上旬に役場前掲示場および町ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、受験者に合否を通知します。

## 6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に町長が採用者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本町の給料表によりますが、この他扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 7. 受験手続及び受付期間

- (1) 申込書の請求  
申込書は、役場総務課にて交付します。また、町ホームページからダウンロードすることができます。  
郵便により申込書を請求する場合は、封筒の表に赤で「大学卒程度試験申込書請求」と記入し、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角形2号）を同封してください。
- (2) 申込の方法
  - ① 申込書に必要事項を記入して、桑折町役場総務課に提出してください。
  - ② 郵送による申込の場合
    - ア 封筒の表に赤で「大学卒程度試験申込」と記入し、「簡易書留」にて送付してください。
    - イ 受付後に受験票を返送しますので、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒（長形3号）を同封してください。
  - ③ 受験票に最近6か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm）を貼り、受験当日に持参してください。（受験票がない場合、受験票に写真がない場合は受験できません。）
- (3) 受付期間  
**令和8年5月13日（水）から6月12日（金）まで。**（執務時間中に限ります。）  
郵便による申込書提出の場合も、6月12日（金）までに到着したものに限ります。

## 8. 試験結果の開示

この試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、郵送等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、マイナンバーカード、旅券等）を持参のうえ、受験者本人が直接お出でください。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から1か月間	桑折町役場総務課
第2次試験	第2次試験受験者			

## 9. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗入れを禁止します。また、家族による送迎も会場周辺の渋滞により遅刻するおそれがありますので、公共交通機関を利用してください。
- (3) この試験に関して不明な点は、桑折町役場総務課まで、問い合わせください。  
郵便による問い合わせの場合は、110円切手を貼った自分宛の返信用封筒を同封してください。
- (4) 試験の申込・問い合わせ先  
〒969-1692 福島県伊達郡桑折町大字谷地字道下22番地7  
桑折町役場 総務課 Tel：024-582-2111 FAX：024-582-2479  
メール：soumu@town.koori.fukushima.jp